

香 川 県 報 号 外  
香川県監査委員公表第18号  
別 冊

# 行 政 監 査 報 告 書

「廃棄物処理業務の委託事務について」

平成15年4月

香川県監査委員

# 目

# 次

第 1	行政監査の趣旨 -----	1
第 2	監査のテーマ及び選定理由 -----	1
1	監査のテーマ -----	1
2	選定理由 -----	1
第 3	監査の実施概要 -----	1
1	監査の実施時期 -----	1
2	監査対象機関 -----	1
3	監査の実施方法 -----	1
4	監査の着眼点 -----	1
第 4	監査の結果及び意見 -----	2
1	廃棄物の分類 -----	2
2	廃棄物処理業務の委託契約の状況 -----	3
3	一般廃棄物処理業務の委託事務について -----	6
4	産業廃棄物処理業務の委託事務について -----	1 5
5	委託契約によるもの以外の廃棄物処理状況 -----	2 3
第 5	むすび -----	2 4
	(別表 1) 一般廃棄物処理業務の委託状況一覧表 -----	2 5
	(別表 2) 産業廃棄物処理業務の委託状況一覧表 -----	2 8

## 第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、県の事務の執行が法令等にしたがって経済性、効率性及び有効性等の観点から適正に行われているかなどについて、監査を実施するものである。

## 第2 監査のテーマ及び選定理由

### 1 監査のテーマ

「廃棄物処理業務の委託事務について」

### 2 選定理由

県では、本庁舎においてISO14001の認証を取得するなど、環境負荷低減のための各種施策を積極的に推進し、循環型社会の実現をめざしている。また、県は、各般にわたる事業を実施する目的で出先機関等を設置しており、排出事業者として、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する必要がある。

このようなことから、県の出先機関等において数多く見受けられる廃棄物処理業務の委託事務が環境に配慮して適切に行われているかどうかについて、経済性、効率性の観点を踏まえて、監査を実施する。

## 第3 監査の実施概要

### 1 監査の実施時期

平成14年9月13日から平成15年3月25日

### 2 監査対象機関

知事部局及び水道局については全ての出先機関を監査対象機関とし、教育委員会については高等学校等の中から12機関を、公安委員会については警察署等の中から6機関をそれぞれ抽出し、監査対象機関とした。

### 3 監査の実施方法

各部局の出先機関等から監査調書等の提出を求めて行った事務局職員による予備調査を踏まえ、監査を実施した。

### 4 監査の着眼点

- (1) 委託業務の内容等について
- (2) 委託先の選定方法等について
- (3) 廃棄物減量化への取組み等について

## 第4 監査の結果及び意見

### 1 廃棄物の分類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）では、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないこととされている。また、廃棄物をその発生形態や性状の違いから「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の2つに区分し、排出後の処理の責任の在り方、処理及び委託基準並びに処理業者の許可制度等について規定している。

一般廃棄物と産業廃棄物とでは委託内容が大きく異なっているため、監査は、一般廃棄物と産業廃棄物とに分けて実施した。

また、一般廃棄物のうち、し尿処理及びし尿浄化槽汚泥処理等に関する契約については、主として浄化槽法の適用を受けるものであり、他の一般廃棄物とは異なることから、監査の対象外とした。

- (1) 一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいい、日常生活に伴って生じるごみやし尿などがある。
- (2) 産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥など特定の種類のもの（一部のものはその廃棄物を排出する業種を限定）をいう。
- (3) 産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを特別管理産業廃棄物として区別し、処理方法等が別に定められている。

#### （廃棄物の分類）

廃 棄 物	一 般 廃 棄 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ（家庭系ごみ、事務系ごみ）</li> <li>・し尿（生し尿、し尿浄化槽汚泥）</li> </ul>
	特別管理 一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・爆発物、毒性、感染性などを有するもので政令で定めるもの</li> <li>廃エアコン、廃TV、廃レンジに含まれるPCB使用部品</li> <li>ばいじん（ごみ焼却施設において発生したもの）</li> <li>感染性一般廃棄物</li> </ul>
	産 業 廃 棄 物	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、家畜ふん尿、家畜の死体、ばいじん、廃棄処理物、動物系固形不要物
	特別管理 産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃油、廃酸・廃アルカリ、感染性産業廃棄物、廃PCB等PCB汚染物</li> <li>・PCB処理物、廃石綿等、有害産業廃棄物</li> </ul>

## 2 廃棄物処理業務の委託契約の状況

### (1) 委託契約等の状況

(単位：契約件数)

部 局	出先機関等(所属)	処理業務委託をしている廃棄物の種類			一般廃棄物処理業務 の委託契約をしてい ない場合の処理状況 等
		一般廃棄物	産業廃棄物	特別管理産業 廃棄物	
(知事部局)					
政策部	東京事務所				(財)都道府県会館 で契約
"	小豆総合事務所		2	1	町が定期収集
"	消費生活センター				東讃県税で契約
"	青年センター	1			
総務部	消防学校	1			
"	文書館	1			
"	東讃県税事務所 ・自動車税課	1 1			
"	中讃県税事務所				市が定期収集
"	西讃県税事務所	2	1		
"	自治研修所	1			
環境部	環境保健研究センター	1		1	
健康福祉部	東讃保健福祉事務所	2	1	1	
"	西讃保健福祉事務所		1	1	西讃県税で契約
"	中讃保健所 ・中讃保健所坂出支所 ・中讃保健所琴平支所	1	2 2 1	1 1 1	・市が定期収集 ・町が定期収集
"	中讃福祉事務所				西部林業で契約
"	子ども女性相談センター				斯道学園で契約
"	保育専門学院	1			
"	身体障害者相談所				身体障害者総合リハ ビリセンターで契約
"	知的障害者相談所				斯道学園で契約
"	精神保健福祉センター				東讃県税で契約
"	医療短期大学	1			
"	食肉衛生検査所			1	坂出土木で契約
"	中央病院	1	4	3	
"	丸亀病院	2	3	1	

部 局	出先機関等（所属）	処理業務委託をしている廃棄物の種類			一般廃棄物処理業務 の委託契約をしてい ない場合の処理状況 等
		一般廃棄物	産業廃棄物	特別管理産業 廃棄物	
"	津田病院	1	1	1	
"	白鳥病院	1	6	4 1	
"	がん検診センター	1	1	1	
"	斯道学園	1			
"	亀山学園	1			
"	川部みどり園	2			
商工労働部	大阪事務所	1			
"	計量検定所	1			
"	産業技術センター ・発酵食品研究所	1 1			
"	栗林公園観光事務所	1			
"	高松高等技術学校	1			
"	丸亀高等技術学校	1			
農林水産部	農業試験場	1			
"	東讃農業改良普及センター	1			
"	中讃農業改良普及センター				坂出土木で契約
"	西讃農業改良普及センター	1			
"	農業大学校				町が定期収集
"	畜産試験場	1	2	1	
"	東部家畜保健衛生所		1	1	町が定期収集
"	西部家畜保健衛生所			1	市が定期収集
"	東讃土地改良事務所				農業試験場で契約
"	中讃土地改良事務所				市が定期収集
"	西讃土地改良事務所				西讃県税で契約
"	森林センター				年2回まとめて処理
"	東部林業事務所				(財)かがわ水と緑 の財団で契約
"	西部林業事務所	1			
"	水産試験場・赤潮研究所	1		1 1	
土木部	長尾土木事務所	1			
"	高松土木事務所 ・香刺公園・さぬき空公園	1 1			
"	坂出土木事務所	1			

部 局	出先機関等（所属）	処理業務委託をしている廃棄物の種類			一般廃棄物処理業務 の委託契約をしてい ない場合の処理状況 等
		一般廃棄物	産業廃棄物	特別管理産業 廃棄物	
〃	善通寺土木事務所				市が定期収集
〃	西讃土木事務所 ・琴弾公園	1			西讃県税で契約
〃	高松港管理事務所	1			
〃	サンポート高松推進事務所	1			
（小計）	（ 5 8 ）	（ 4 4 ）	（ 2 8 ）	（ 2 2 ）	
水道局	県営水道事務所	1	2		
（小計）	（ 1 ）	（ 1 ）	（ 2 ）	（ 0 ）	
教育委員会	小豆島高等学校	1			
〃	三本松高等学校	1			
〃	志度高等学校				市が定期収集
〃	高松高等学校	1			
〃	高松南高等学校	1			
〃	坂出高等学校	1			
〃	丸亀高等学校	1			
〃	観音寺第一高等学校	1			
〃	三豊工業高等学校				町が定期収集
〃	香川東部養護学校	1	1		
〃	香川中部養護学校	1			
〃	香川西部養護学校	1			
（小計）	（ 1 2 ）	（ 1 0 ）	（ 1 ）	（ 0 ）	
公安委員会	警察学校				別途契約（国費）
〃	大内警察署	1			
〃	内海警察署	1			
〃	高松北警察署	1			
〃	丸亀警察署	1			
〃	観音寺警察署				市が定期収集
（小計）	（ 6 ）	（ 4 ）	（ 0 ）	（ 0 ）	
合 計	7 7	5 9	3 1	2 2 2	（ 契約件数の合計 ） 1 1 2 2

（注1）白鳥病院の 1 は、特別管理産業廃棄物と産業廃棄物とを同一の契約書で委託しているもの（内書）

（注2）水産試験場・赤潮研究所の 1 は、特物管理産業廃棄物と一般廃棄物とを同一の契約書で委託しているもの（内書）

監査の対象とした出先機関等 77 機関のうち、57 機関が廃棄物処理業務について業者と委託契約を締結している。契約書数は 110 件であるが、そのうちの 2 件は 2 種類の廃棄物処理業務を同一の契約書により委託しており、上表では整理上、廃棄物の種類ごとに契約件数 1 件とカウントして 112 件としている。その内訳は、一般廃棄物 59 件、特物管理一般廃棄物 0 件、産業廃棄物 31 件、特別管理産業廃棄物 22 件となっている。

### 3 一般廃棄物処理業務の委託事務について

一般廃棄物の収集運搬又は処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならないとされている。(廃棄物処理法第 7 条第 1 項・第 4 項) また、一般廃棄物は、通常、次のように処分されている。

- ・ 可燃ごみ：広域事務組合等が設置する「ごみ焼却施設」で焼却
  - ・ 不燃ごみ：市町や広域事務組合等が設置する埋立処分施設で埋立処分
  - ・ リサイクルごみ：市町や広域事務組合等が設置する再生利用施設で処理
  - ・ 粗大ごみ：広域事務組合等が設置する「ごみ焼却施設」で焼却等
- このほか、民間業者が設置している処理施設で処分されるものがある。

#### (1) 委託契約をしている機関数と契約件数

区 分	監査対象機関数	契約している機関数	契約件数
知事部局	58	37	44
水道局	1	1	1
教育委員会	12	10	10
公安委員会	6	4	4
計	77	52	59

一般廃棄物の処理業務については、監査対象とした 77 機関のうち、52 機関が委託契約をしており、契約件数は 59 件であった。1 機関で 2 つの契約を締結しているものが 7 機関あり、その内訳は、庁舎とは別の場所に事務所等があることから別契約としているもの 3 機関、リサイクルごみなどを別契約としているもの 4 機関となっている。

#### (2) 委託業務の内容 収集運搬と処分

委託業務の内容	収集運搬	収集運搬 及び処分	処 分	計
件数	12	47	0	59
比率(%)	20.3	79.7	0.0	100.0



一般廃棄物処理に係る委託業務の内容は、契約件数59件のうち、「収集運搬」12件(20.3%)、「収集運搬及び処分」47件(79.7%)、「処分」0件となっている。

このうち、「収集運搬」12件についてみると、「収集運搬」とは別に「処分」に関する契約をしているものはなく、収集運搬業務の委託料には処分に要する経費も含まれているものと解されることから、実質的には「収集運搬及び処分」を委託しているのと同じ取扱いとなっている。

契約件数59件のうちの58件は許可業者に委託しているが、給食の残飯を家畜の飼料として許可業者でない者に引き取ってもらっているところが1件あった。(川部みどり園)

また、業者が収集した廃棄物がどこで処分されているのかを把握していないところがあった。

意見

- ・ 給食の残飯は、一般廃棄物であるため、その処分については、事業所の所在する市町と協議して適正に処理する必要がある。
- ・ 廃棄物の排出事業者の責任として、一般廃棄物についても、自ら排出している廃棄物がどこに運搬され、どのように処分されているのかを確認しておくことが望ましい。

各契約において処理を委託しているごみの種類

処理を委託しているごみの種類	可燃物のみ	可燃物 不燃物	可燃物 不燃物 リサイクルのみ	リサイクルごみのみ	その他	計
件数	19	28	6	2	4	59
比率(%)	32.2	47.5	10.2	3.4	6.8	100.0

(注1)「リサイクルごみ」:再生できる紙ごみ及び資源ごみ(空き缶、空きびん、金属類)をいう。

(注2)「その他」4件は、「可燃物」、「不燃物」、「リサイクルごみ」以外のごみも処理を委託しているもの及びごみの種類を記載していないものである。

契約件数59件について、各契約書ごとに処理業務を委託しているごみの種類をみると、可燃物・不燃物が28件(47.5%)と最も多く、次に可燃物のみの19件(32.2%)の順となっている。なお、リサイクルごみの処理を契約書に盛り込んでいるものは9件であった。

契約書の中には、処理業務を委託しているごみの種類を可燃物、不燃物等に区分せずに、一般廃棄物又は塵芥とだけ記載されているものがあった。また、産業廃棄物に分類される廃油を一般廃棄物として記載しているものがあったが、実際に排出された事実はなかった。(高松高等技術学校)

**<意見>**

- ・ 契約書には、処理業務を委託しようとする廃棄物を、単に一般廃棄物とか塵芥と記載するのではなく、可燃物、不燃物、資源ごみというようにごみの種類を記載することが望ましい。
- ・ 契約に当たっては、委託しようとする廃棄物が一般廃棄物、産業廃棄物のどちらに分類されるものを十分に確認する必要がある。

## ごみの種類別収集回数

(件)

区 分	月1回	月2回	週1回	週2回	週3回	週5回 ~毎日	不定期	計
可燃物	0	1	7	25	11	9	3	56
不燃物	2	4	20	2	3	0	4	35
リサイクルごみ	5	1	2	0	0	0	1	9
その他	1	0	1	0	0	2	1	5
計	8	6	30	27	14	11	9	105

(注1)「その他」5件は、破碎ごみや残飯等及びごみの種類を記載していないものである。

ごみの種類別に収集回数をみると、可燃物は56件のうち週2回収集が25件と最も多く、次に週3回の11件となっており、職員数の多い機関や入院患者がいる県立病院等はごみの排出量も多いため収集回数も週5日～毎日となっているものが多い。不燃物の収集は35件のうち週1回が20件と最も多く、リサイクルごみは月1回の収集が多い。「不定期」9件は必要の都度収集してもらっているもの等である。

中には、委託業者との協議により収集回数等を決定し、実際には定期収集をしているが、契約書には収集回数等が記載されていないものがあった。

**意見**

- ・ 委託業務の内容を明確にするという意味から、定期収集としているものについては、契約書の中で、ごみの種類ごとに収集回数等を記載することが望ましい。

## (3) 委託業者の所在地

区 分	委託業者の事業所等が庁舎所在地と同じ市町にあるもの	委託業者の事業所等が庁舎所在地と異なる市町にあるもの	計
件数	47	12	59
比率(%)	79.7	20.3	100.0

契約件数 59 件のうち、約 8 割が庁舎等の所在地と同じ市町に事業所等のある業者に委託している。

(4) 委託料

委託料の決め方

区分	年額又は月額を定めているもの	単価契約としているもの	計
件数	55	4	59
比率(%)	93.2	6.8	100.0

委託料の決め方については、契約件数 59 件のうちの 55 件(93.2%)が年額又は月額で定めており、単価契約としているものは 4 件であった。単価契約の単価には、容量単位のもの(4t車1車当たり等)、重さ単位のもの(10kg当たり等)、収集回数を単位としているもの(1回当たり)があった。

委託料の支払い

区分	年1回支払い	4半期ごとの支払い	毎月支払い	その他	計
件数	1	13	41	4	59
比率(%)	1.7	22.0	69.5	6.8	100.0

委託料の支払については、契約件数の約 7 割が毎月の支払いとなっており、「その他」4 件のうちの 3 件についても、契約書には記載されていないが業者との協議等により毎月支払っている。残る 1 件は、単価契約に基づく随時支払いとなっている。

(5) 仕様書の作成

仕様書作成の有無	作成している	作成していない	計
件数	14	45	59
比率(%)	23.7	76.3	100.0

見積書を徴収するに当たって仕様書を作成しているものは、契約件数 59 件のうち 14 件(23.7%)であった。

(6) 予定価格

予定価格設定の有無	定めている	定めていない	計
件数	34	25	59
比率(%)	57.6	42.4	100.0

契約件数59件のうち、予定価格を定めているものは34件(57.6%)で、残る25件(42.4%)については、「少額であること」又は「予定価格が30万円を超えないこと」から予定価格を定めていない(予定価格調書を作成していない)。予定価格が30万円を超えない随意契約で、契約担当者が予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略しても支障がないと認められるものについては、予定価格を定めないことができるとなっているが、30万円を超えない契約か否かは契約期間中の支出見込額で判断することとされている。

しかし、県立病院の中には、委託料の契約期間中の支出見込額(年額)が30万円を超えるのにもかかわらず、月額が30万円を超えていないことを理由に予定価格を設定していないものがあった。(津田病院、白鳥病院)

**意見**

- ・ 契約期間中の支出見込額が30万円を超えるものについては、予定価格調書を作成する必要がある。

(7) 委託業者の選定方法

区分	競争入札	随意契約			計
		2社から見積書を徴収	3社以上から見積書を徴収	単独随意契約	
件数	0	19	31	9	59
比率(%)	0.0	32.2	52.5	15.3	100.0

一般廃棄物処理業務の委託業者選定方法として、競争入札を行っているものは0件で、2社又は3社以上から見積書を徴収のうえ随意契約をしているものが50件(84.7%)、1社のみから見積もりによる単独随意契約をしているものが9件(15.3%)となっている。

なお、単独随意契約としている9件のうちの8件は、当該出先機関等の所在する市町に許可業者が1社しかなく、残る1件は、隣接する他の出先機関と同じ業者を選定したものである。

(8) 随意契約とした理由

区 分	予定価格が一定額(100万円)を超えない	性質、目的等が競争入札に適さない	緊急の必要があった	競争入札に付すことが不利	時価に比して有利	その他	計
件数	49	7	0	1	0	6	63
比率(%)	83.1	11.9	0.0	1.7	0.0	10.2	106.8

(注) 59件中、複数回答が4件あり、回答数は63件であった。

随意契約とした理由に「予定価格が一定額を超えない」ことを挙げているものが59件中49件あり、全体の8割以上となっている。予定価格が100万円を超えないものは随意契約によることができるとなっているが(会計規則第184条第6項)、100万円を超えない契約か否かは契約期間中の支出見込額で判断することとされている。

しかし、県立病院等の中には、委託料の契約期間中の支出見込額(年額)が100万円を超えるにもかかわらず、月額等が100万円を超えないことを理由に随意契約をしているものがあった。

「性質、目的等が競争入札に適さない」を随意契約の理由としている7件については、その具体的な理由として、次のことを挙げている。

- ・ 市の許可業者であることが条件のため
- ・ ごみ置場スペースの関係上、収集回数等に特殊事情があるため
- ・ 立地の関係から、深夜・早朝等の収集ができる業者に限られるため
- ・ 施設の特性から、必要とされる諸条件に対応できることを考慮したため
- ・ 保秘の必要なごみ等があるため

また、「その他」6件は、次のような理由となっている。

- ・ 早朝の定期的な収集が必要であるため
- ・ ごみの量に変動があるため、柔軟に対応できる業者を選定したため
- ・ 市内に許可業者は1社しかいないため、町内で唯一の廃棄物処理業者であるため 等

しかし、これらの理由が直ちに競争入札に適さない理由に該当するかどうかについては、十分に検討する必要がある。

#### 意見

- ・ 委託業者の選定に当たっては、原則として競争原理を取り入れるべきであり、特に、契約期間中の支出見込額が100万円を超えるもので随意契約をしているものについては、契約方法を検討する必要がある。(医療短期大学、中央病院、丸亀病院、津田病院、白鳥病院、がん検診センター、大阪事務所)

#### (9) 見積書徴収業者の選定理由

区 分	業者の所在地が近隣地域にある	過去に適正に執行されており信頼できる業者である	その他	計
件数	30	39	10	79
比率(%)	50.8	66.1	16.9	133.9

(注) 59件中、複数回答が19件あった。うち1件は3つ回答しており、回答数は79件であった。

見積書を徴収するに当たっての業者の選定理由(基準)としては、「過去に適正に執行されており信頼できる業者である」39件(66.1%)、「業者の所在地が近隣地域にある」30件(50.8%)、「その他」10件(16.9%)となっている。

「その他」10件の選定理由の主なものは、次のとおりである。

- ・ 機関の所在地に市町の許可業者は1社しかないため(4件)
- ・ 市町の指定業者であるため(2件)
- ・ 即時的な対応がとれ、大型容器(コンテナ)等を所有しているため
- ・ 保秘の必要なごみ等があるため 等

#### <意見>

- ・ 見積書徴収業者の選定に当たっては、業者の過去の実績評価のみに偏ることなく、効率性や経済性を十分に考慮して行うことが必要である。

#### (10) 委託業者の変更状況

区 分	少なくとも平成10年度以降は同じ業者	平成11年度以降は同じ業者	平成12年度以降は同じ業者	平成13年度以降は同じ業者	平成14年度は前年度と異なった業者	計
件数	38	4	5	6	6	59
比率(%)	64.4	6.8	8.5	10.2	10.2	100.0

契約件数59件のうちの38件(64.4%)は、過去5年以上継続して同じ業者に委託している。

#### (11) 廃棄物の発生抑制への取組み

発生抑制への取組み	回答あり	回答なし	計
機関数	39	13	52
比率(%)	75.0	25.0	100.0

委託契約をしている52機関のうちの39機関(75.0%)から、一般廃棄物の発生抑制のための取組みについて回答があった。その主なものは、次のとおりである。

- ・ 両面コピーの徹底
- ・ 使用済み用紙の裏面利用(裏面コピー等)
- ・ 封筒の再利用
- ・ ごみ箱の削減
- ・ 回覧方法を紙から電子メールに変更
- ・ 廃棄物処理マニュアルを作成し、職員へ周知徹底
- ・ 生ごみ処理機を導入
- ・ 補充可能な用具、リサイクル対応文房具を購入
- ・ 学校の廃品回収事業にリサイクルごみを供出
- ・ 資料の簡略化
- ・ リサイクルごみの分別収集
- ・ 生徒の持ち帰り、生徒への啓発
- ・ 空き缶、空きびん、ペットボトル、使用済み蛍光灯等の業者引取り 等

**<意見>**

- ・ 環境への負荷低減の観点から、県の各出先機関等は可能な限り廃棄物の発生抑制に努める必要がある。

(12) リサイクルごみの分別収集の実施

分別収集の実施	している	していない	計
機関数	40	12	52
比率(%)	76.9	23.1	100.0

委託契約をしている52機関のうちの40機関(76.9%)は、リサイクルの観点から、再生できる紙(新聞、雑誌、資料、書き損じた紙、コピー用紙等)、資源ごみ(空きびん、空き缶、金属類)を可燃ごみ、埋立ごみとは分別して収集している。

リサイクルごみの分別収集をしていない機関について、その理由は次のとおりである。

- ・ 病棟での分別収集が困難
- ・ 紙類は業者が分別回収していないため
- ・ 業者が収集運搬後に分別している
- ・ 契約形態が分別収集を盛り込んでいないため
- ・ 資源ごみ収集委託の予算が必要
- ・ テナント業者の同意が得にくい
- ・ 紙は可燃物として処理している 等

紙ごみを分別収集していない機関でも、空きびん、空き缶、ペットボトル等については、

ほとんどの機関が分別し、関係業者が回収している。

**意見**

- ・ 廃棄物の発生抑制と資源再利用は、環境負荷低減や循環型社会の実現を目指している本県にとっては重要な事項である。このため、リサイクルごみの処理に関しては他の廃棄物とは区別して取扱う必要があり、委託業者がリサイクルごみの分別収集を行っていない等によりそれが困難な場合は、リサイクルごみを別途、別の業者に委託するとか、市町等の再生利用施設へ直接搬送する等により、可能な限り資源の再利用に努める必要がある。



#### 4 産業廃棄物処理業務の委託事務について

産業廃棄物については、提出された監査調書をもとに委託契約をしている全機関を対象に廃棄物の具体的な内容や収集されるまでの庁内等における保管状況、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付及び保管の状況、管理責任者の設置等を中心に現地調査を実施した。

##### （１）委託契約をしている機関数と契約数

区分	対象機関数	契約している機関数	契約件数 (a)	(a)のうち、産業廃棄物		(a)のうち、特別管理産業廃棄物	
				契約機関数	契約数	契約機関数	契約数
知事部局	58	16	50	12	28	15	22
水道局	1	1	2	1	2	0	0
教育委員会	12	1	1	1	1	0	0
公安委員会	6	0	0	0	0	0	0
計	77	18	53	14	31	15	22

（注） 知事部局の契約件数うち、産業廃棄物と特別管理産業廃棄物とを同一の契約書で委託しているものが1件あったので、それぞれ独立した契約として2件にカウントした。

産業廃棄物の処理業務については、監査対象とした77機関のうち、18機関が委託契約をしている。契約件数は53件あり、産業廃棄物が14機関で31件、特別管理産業廃棄物が15機関で22件となっている。

##### （２）産業廃棄物の内容、発生原因及び保管状況

各機関が排出している産業廃棄物の内容、発生原因及び収集されるまでの保管状況を概括的にまとめると、次表のようになる。

区分	廃棄物の内容	主な発生原因	一般的な保管方法・保管場所	排出機関
産業廃棄物	廃プラスチック類、ガラスくず等	診療や検査等に使用	専用のビニール袋に入れて鍵のかかる部屋の一角又は収納庫等に保管	保健所、病院等
	廃酸、廃アルカリ	レントゲンの定着廃液、現像廃液	保健所等では専用のポリタンクに入れてレントゲン室の暗室に保管、病院では地下のタンクに保管	保健所、病院等
	廃油（動植物性油脂）	給食の調理に使用	1斗缶に入れて粗大ごみ置場に保管、厨房のフライヤーに保管	病院、養護学校
	粗大ごみ（金属くず等）	環境整理等に伴い発生	敷地の一角のごみ置場に保管	病院

	燃え殻	動物を焼却した後の燃え殻（灰）	ドラム缶に入れて焼却場の軒下に保管	畜産試験場
	汚泥	水道用水の浄化に伴い発生	浄水場内の置場に保管	水道局（浄水場）
特別管理産業廃棄物	注射器、注射針、血液付着物等	診療や検査等に使用	専用の容器（メディペール）に入れて鍵のかかる部屋の一角又は収納庫等に保管	保健所、病院、畜産試験場、家畜保健衛生所
	キシレン、ホルマリン、医薬品等	診療や検査等に使用	専用の容器等に入れて検査室等に保管	病院
	汚泥、廃油、廃酸	診療や検査等に使用	専用の容器等に入れて検査室等に保管	病院
	シャーレ、ビニール等	病死魚検査に伴い発生	倉庫の中の専用の冷蔵庫の保管	水産試験場・赤潮研究所

排出されている廃棄物の内容をみると、知事部局ではその大半が保健所、病院関係及び畜産関係機関等における医療関連廃棄物であり、水道局は香川用水から導水した原水の浄化に伴い生じた汚泥、教育委員会は養護学校の給食調理に使用した後の廃油となっている。

### （３） 委託業務の内容

委託業務の内容	収集運搬	収集運搬及び処分	処分	計
件数	7	40	6	53
比率（％）	13.2	75.5	11.3	100.0

契約件数53件の委託業務の内容は、「収集運搬」7件（13.2％）、「収集運搬及び処分」40件（75.5％）、「処分」6件（11.3％）となっている。

「収集運搬」7件のうちの5件は、それに対応して「処分」の委託契約がされており、残る2件は、水道局の浄水場から発生した汚泥で、県管理の最終処分場に搬入しているため「処分」に関する契約は要しないものである。

### （４） 委託業者の所在地

区分	委託業者の事業所等が庁舎等の所在地と同じ市町にあるもの	委託業者の事業所等が庁舎等の所在地と異なる市町にあるもの	計
件数	15	38	53
比率（％）	28.3	71.7	100.0

契約件数53件のうち、庁舎等のある市町に事業所を置いている業者に委託しているものは3割弱にすぎず、一般廃棄物の約8割に比べると低い。

産業廃棄物の収集運搬や処分を委託しようとするときは、知事（高松市においては高松市長）の許可を持っている業者を選ぶ必要があるが、近隣に許可業者がないことから高松市に事業所等がある業者に委託しているものが多い。

#### (5) 収集回数及び委託料

##### 収集の状況

区分	定期的に収集	必要の都度 収集	その他	計
件数	11	33	3	47
比率(%)	23.4	70.2	6.4	100.0

(注) 契約件数53件から「処分」の委託契約6件を除いた47件が対象

(注) 「その他」3件は、臨時的な排出による1回だけの収集である。

産業廃棄物は業務遂行に伴って必然的に発生するものが多く、廃棄物の種類や排出量は排出機関の性格や規模等によって大きく異なっている。委託業者による収集も一般廃棄物のように週何回といった取決めをしているものは少なく、発生した廃棄物を施設内に保管しておき、ある程度の量になった時点でその処理を業者に委託しているものが33件(70.2%)を占めている。この中には収集回数が年に1、2回というものもある。業者が定期的に収集に来ているものは11件で、そのうち、毎週1回以上の収集は6件となっている。

##### 委託料の決め方

区分	定額 (月額、年額等)	単価契約	その他	計
件数	6	46	1	53
比率(%)	11.3	86.8	1.9	100.0

(注) 「その他」1件は、委託料が無料のものである。(養護学校の廃油)

委託料の決め方としては、例えば、20ℓ入り専用容器1個当たりとか、1ℓ当たり、1kg当たり、といった従量制による単価契約となっているものが46件(86.8%)あり、中には運搬車やコンテナを単位としているものも見受けられた。委託料を定額にしているものは6件で、その内訳は、年額が2件、月額が4件となっている。

##### 委託料の支払い

区 分	毎月支払い	年額の部分払 い等	排出の都度支 払い	その他	計
件数	8	2	35	8	53
比率(%)	15.1	3.8	66.0	15.1	100.0

(注)「その他」8件は、臨時的な排出による1回限りの支払いが7件、無料が1件である。

契約件数53件のうち、廃棄物の排出に伴う業者からの請求等によりその都度支払っているものが35件(66.0%)あり、定期的に支払っているものは、毎月支払いが8件(15.1%)となっている。

収集運搬業者と処分業者が異なっているものの中には、契約により処分業者への委託料の支払いを収集運搬業者を通じて行っているものが見受けられた。(中央病院、白鳥病院、畜産試験場)

#### (6) 仕様書の作成

仕様書作成の有無	作成している	作成していない	計
件数	5	48	53
比率(%)	9.4	90.6	100.0

見積書を徴収するに当たって仕様書を作成しているものは、契約件数53件のうちの5件(9.4%)であった。

#### (7) 予定価格の設定

予定価格設定の有無	定めている	定めていない	計
件数	11	42	53
比率(%)	20.8	79.2	100.0

予定価格を定めているものは、契約件数53件のうちの11件(20.8%)であった。残る42件(79.2%)について、定めていない理由として挙げているのは、次のとおりである。

- ・ 少額であるため、予定価格が30万円を超えないため(33件)
- ・ 積算が困難、省略しても契約に支障がないため(3件)
- ・ 排出量が予測できなかったため(4件) 等

予定価格を設定していない理由として、「予定価格が少額であること」又は「一定額(30万円)を超えないこと」を挙げているものの中には、月額では30万円未満であるが年額にすると30万円を超えるものがあった。(津田病院、白鳥病院)

### 意見

- ・ 契約期間中の支出見込額が30万円を超えるものについては、予定価格調書を作成する必要がある。

### (8) 委託業者の選定方法

区 分	競争入札	随 意 契 約			計
		2社から見積書を徴収	3社以上から見積書を徴収	単独随意契約	
件数	2	28	13	10	53
比率(%)	3.8	52.8	24.5	18.9	100.0

委託業者の選定方法としては、契約件数53件のうち、競争入札を行っているものは2件(3.8%)で、2社又は3社以上から見積書を徴収して委託業者を決定しているものが41件(77.4%)、単独随意契約が10件(18.9%)となっている。

単独随意契約を行っているものの中には、その機関が排出している廃棄物(レントゲン定着廃液・現像廃液)を処理することができる許可業者が県内に1社しかないものもあった。

### (9) 随意契約とした理由

区 分	予定価格が一定額(100万円)を超えない	性質、目的等が競争入札に適さない	緊急の必要があった	競争入札に付すことが不利	時価に比して有利	その他	計
件数	35	5	7	1	0	6	54
比率(%)	68.6	9.8	13.7	2.0	0.0	11.8	105.9

(注1) 契約件数53件のうち、競争入札の2件を除く51件が対象

(注2) 51件中、複数回答が3件あり、回答数は54件であった。

随意契約とした理由については、35件(68.6%)が「予定価格が一定額(100万円)を超えない」ことを挙げている。

「性質、目的等が競争入札に適さない」5件について、適さない理由として挙げているのは、次のとおりである。

- ・ キシレン等全ての薬品について、収集運搬を行える業者であるため(2件)
- ・ 特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可業者であることが条件のため
- ・ 中間処理及び最終処分まで一括して処理が行える業者であるため

- ・ ごみ置場スペースの関係上、収集等に特殊事情があるため  
また、「その他」6件が、随意契約とした理由として挙げているのは、次のとおりである。
- ・ レントゲン定着廃液・現像廃液の収集運搬業及び処分業の許可業者が1社しかないため（2件）
- ・ 許可業者は限られており、必要なときに迅速に対応できる業者であるため（2件）
- ・ コンテナの設置により収集回数を減らすことができる業者であるため 等

**意見**

- ・ 委託業者の選定に当たっては、原則として競争原理を取り入れるべきであり、特に、単価契約をしているもののうち、契約期間中の支出見込額が100万円を超えるもので随意契約をしているものについては、契約方法を検討する必要がある。

(10) 見積書徴収業者の選定理由

区 分	業者の所在地が近隣地域にある	過去に適正に執行されており信頼できる業者である	その他	計
件数	9	41	7	57
比率(%)	17.6	80.4	13.7	111.8

(注1) 契約件数53件のうち、競争入札の2件を除く51件が対象

(注2) 51件中、複数回答が6件あり、回答数は57件であった。

見積書徴収業者の選定に当たっては、業者の過去の実績を重視しているものが41件（80.4%）となっている。

「その他」7件の選定理由は、次のとおりである。

- ・ レントゲン定着廃液・現像廃液の収集運搬業、処分業の許可業者は県内に1社しかないため（3件）
- ・ 近隣で産業廃棄物の収集運搬及び最終処分の許可業者で各種廃棄物に対応できる許可を持っているのは当業者のみのため
- ・ キシレン等全ての薬品について、収集運搬を行える業者であるため
- ・ 有害物の処理可能な業者を選定したため 等

**<意見>**

- ・ 見積書徴収業者の選定に当たっては、業者の過去の実績評価のみに偏ることなく、効率性や経済性を十分に考慮して行う必要がある。

(11) 委託業者の変更状況

区 分	少なくとも平成10年度以降は同じ業者	平成11年度以降は同じ業者	平成12年度以降は同じ業者	平成13年度以降は同じ業者	平成14年度は前年度と異なった業者	臨時的な委託	計
件数	40	1	0	1	4	7	53
比率(%)	75.5	1.9	0.0	1.9	7.5	13.2	100.0

契約件数53件のうち40件(75.5%)は、過去5年以上同じ業者に委託している。今年度に委託業者を変更しているものが4件、1回限りの臨時的な委託が7件あった。

#### (12) 廃棄物の発生抑制への取組み

発生抑制への取組み	回答あり	回答なし	計
機関数	5	13	18
比率(%)	27.8	72.2	100.0

産業廃棄物は、その大半が業務執行に伴って必然的に発生するものであることから、発生抑制が困難なものが多いが、委託契約をしている18機関のうちの5機関(27.8%)から、産業廃棄物の発生抑制のための取組みについて回答があった。その内容は、次のとおりである。

- ・ 廃棄物処理マニュアルを作成し、職員へ周知徹底
- ・ 粗大ごみの他部署での再利用を検討
- ・ 使い捨て器具の減少化、洗浄等による器具の再利用
- ・ 薬品の注入率や薬種の変更を検討
- ・ 給食の献立を立てる上で考慮

#### (13) 廃棄物の保管状況

産業廃棄物が収集運搬されるまでの間の保管については、事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準(産業廃棄物保管基準、特別管理産業廃棄物については特別管理産業廃棄物保管基準)に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。(廃棄物処理法第12条第2項、第12条の2第2項)

このため、監査対象機関の中で産業廃棄物を排出している全機関について、現地において保管場所・保管方法等を確認した結果、それぞれ専用の容器に入れ、定められた場所に保管する等により、おおむね適正に保管・管理が行われているものと認められた。特に、感染性の特別管理産業廃棄物については、鍵のかかる部屋又は収納庫等に保管し内容が分るよう表示する等厳格な対応がとられている。しかし、中には、1階が保管場所、2階が事務室となっており、しかも職員の出入りの関係上、1階は常には施錠をしておらず管理上問題があると思われるものも見受けられた。(西部家畜保健衛生所)

#### 意見

- ・ 人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれのある性状を有する特別管理産業廃棄物の取扱いについては、保管場所への関係者以外の出入りの規制や施錠の徹底等特に厳格な対応が必要である。

#### (14) マニフェストの交付及び保管

産業廃棄物の処理を業者に委託する場合は、廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの処理が確認できるよう委託契約書の中に最終処分の場所等（所在地、処分の方法、施設の処理能力）を記載するとともに、マニフェストを交付し、収集運搬業者及び処分業者からマニフェストを受け取る等により、最終処分が完了したことを確認する必要がある。（廃棄物処理法第12条の3） また、業者から返送されたマニフェストは5年間保存する義務がある。（廃棄物処理法施行規則第8条の26）

このため、各契約に係るマニフェストの交付及び保存の状況を確認した結果、適正に実施されていると認められたが、複数の委託契約を締結している機関の中には、控え及び返送されてきたマニフェストが契約ごとに整理されていないため各契約に対応したマニフェストを確認するのに手間取るものもあった。

#### 意見

- ・ マニフェストは、廃棄物処理法施行規則により5年間の保存が義務付けられていることから、適切に保存する必要がある。

#### (15) 管理責任者の設置

特別管理産業廃棄物の排出事業者は、当該事業場ごとに法令で定める資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置く必要がある。（廃棄物処理法第12条の2第6項）

また、産業廃棄物の排出事業者についても、特別管理産業廃棄物管理責任者を置いている事業場等以外は産業廃棄物管理責任者を置かなければならないとされている。（香川県産業廃棄物処理等指導要綱第7条）

このような点に留意し各契約について調査したところ、特別管理産業廃棄物管理責任者については、設置義務を知らなかったことから未設置のものが1件あったが、調査過程における指導に対応して担当職員が講習会を受講し資格を取得したことにより是正された。なお、産業廃棄物管理責任者については、必要とされる機関においては全て設置されていた。



## 5 委託契約によるもの以外の廃棄物処理状況

平成14年度において、委託契約によるもの以外で一般廃棄物処理のために県費を支出しているものについて調査したところ、77機関のうち27機関(35.1%)で48件の事例があった。その主な内容は、次のとおりである。

- ・ 地元市町が行っているごみの定期収集に出している
- ・ 環境整理等により一時的に多量の廃棄物が発生し、業者に処理を依頼した
- ・ 職員が公設処分場まで運搬し処分してもらった
- ・ 廃棄した電化製品の処理を家電販売店に依頼した
- ・ リサイクルの観点から分別収集した再生可能な紙の処理を業者に依頼した
- ・ 学校の生徒による大掃除や実習で発生した廃棄物の処理を業者に依頼した
- ・ 草抜き作業により一時的に多量に発生した廃棄物の処理を業者に依頼した 等

排出されている廃棄物をみると、廃棄書類をはじめ破損等により使用に耐えなくなった机、椅子等の粗大ごみ、電気製品、草、ビン・缶類、リサイクル用の古紙等その内容は多種多様であった。また、産業廃棄物に分類されると思われる廃油、汚泥、金属類等の処理を契約書を作成せずに業者に委託しているものが見受けられたが、委託は許可業者にしておりマニフェストも保存されていた。

### 意見

- ・ 産業廃棄物の処理業務を業者に委託する場合には、それが例え臨時的なものであっても、廃棄物処理法等に基づいて契約書を作成し、適切に処理する必要がある。

## 第5 　むすび

県の出先機関等が行っている廃棄物処理業務の委託事務について、委託業務の内容や委託先の選定方法、廃棄物減量化への取組み等に着目して監査を実施した結果、業務の性格や規模によって発生する廃棄物の種類や量は様々であるが、各機関ともそれぞれの実情を踏まえおおむね適切に行われていると認められた。一部検討を要すると認められる事項等については、それぞれの項目の末尾において、意見として述べたとおりである。

県は、資源循環型の持続的発展が可能な社会づくりを進めるため、平成13年7月に、環境保全に関する取組みの基本的方向を示した「香川県環境基本計画」を策定し、各種の環境保全策を総合的かつ計画的に推進している。今後、循環型社会をめざす上で、廃棄物の発生抑制と資源再利用の促進は極めて重要な事項であり、県の各機関においては、その事業活動に伴い発生する廃棄物の減量化・リサイクルに率先して取組むとともに、発生した廃棄物の処理業務を委託する場合は、関係法令等に従い適正に実施する必要がある。

各出先機関等はこれらのことを十分に認識されるとともに、廃棄物処理業務の委託事務の執行に当たっては、県の財政環境が厳しい中、適法性はもとより経済性、効率性にも留意し、廃棄物の適切な処理について一層の努力を払われるよう望むものである。

(別表1) 一般廃棄物処理業務の委託状況一覧表

機関名	入所機関数(団体等を含む)	施設の所在地	常勤職員数(団体職員等を含む)	一般廃棄物(種類、収集回数)	委託料(円)
1 青年センター	単独施設	国分寺町	1	可燃物週3回、不燃物週1回	月額51,975
2 消防学校	単独施設	高松市	9	可燃物週2回、不燃物週1回	月額16,800
3 文書館・図書館	2機関	高松市	56	可燃物週2回、不燃物不定期	月額38,220
4 東讃県税事務所	15機関	高松市	200	可燃物週2回、不燃物週1回	月額83,200
5 東讃県税事務所(自動車税課)	単独施設	高松市	14	可燃物週2回、不燃物月2回	月額20,100
6 西讃県税事務所	8機関	観音寺市	251	可燃物週3回	年額365,400
7 西讃県税事務所	8機関	観音寺市	251	紙の再生ごみ 月1回	単価契約
8 自治研修所	単独施設	高松市	11	可燃物週1回、不燃物週1回	年額75,600
9 環境保健研究センター	単独施設	高松市	67	可燃物週2回、不燃物週1回	月額74,970
10 東讃保健福祉事務所	6機関	高松市	159	可燃物毎日(日曜、祭日を除く)、不燃物週3回	月額62,370
11 東讃保健福祉事務所	単独施設	高松市	2	可燃物週1回	月額11,550
12 中讃保健所	単独施設	丸亀市	47	可燃物週2回、不燃物月2回、ダンボール等月2回	月額13,650
13 保育専門学校	単独施設	高松市	10	可燃物週1回 資源ごみ週1回、破碎ごみ週1回、ビン・缶月1回	月額37,800
14 医療短期大学	単独施設	牟礼町	72	可燃物週5回、不燃物週1回	月額168,000
15 中央病院	単独施設	高松市	854	可燃物週6回、不燃物週3回	年額10,710,000 月額892,500
16 丸亀病院	単独施設	丸亀市	233	可燃物毎日(土日以外)	月額231,840
17 丸亀病院	単独施設	丸亀市	233	資源廃棄物、その都度	月額19,687
18 津田病院	単独施設	さぬき市	139	可燃物 毎日(日曜、祝祭日を除く)	月額221,550
19 白鳥病院	単独施設	白鳥町	156	可燃物、不定期	月額184,800
20 がん検診センター	2機関	高松市	104	可燃物週2回、不燃物週2回	月額94,500
21 斯道学園	単独施設	高松市	24	可燃物週2回	月額18,900(斯道学園7,560、子ども女性相談センター11,340)
22 龜山学園	単独施設	丸亀市	28	可燃物・紙類週2回、リサイクルごみ・不燃物週1回	年額187,104 月額15,592
23 川部みどり園	単独施設	高松市	97	残飯 毎日	月額5,775
24 川部みどり園	単独施設	高松市	97	可燃物週3回、不燃物週1回	月額40,425
25 大阪事務所	18機関(民間企業等17社)	大阪市	64	香川県ビルの塵芥を毎日	月額105,000
26 計量検定所	単独施設	高松市	13	可燃物週2回	月額8,085
27 産業技術センター	単独施設	高松市	46	可燃物週2回	月額22,575

	機関名	入所機関数(団体等を含む)	施設の所在地	常勤職員数(団体職員等を含む)	一般廃棄物(種類、収集回数)	委託料(円)
28	産業技術センター(発酵食品研究所)	単独施設	内海町	12	可燃物週1回	年額204,120
29	栗林公園観光事務所	単独施設	高松市	23	可燃物、不燃物、その都度	単価契約
30	高松高等技術学校	単独施設	高松市	39	可燃物、不燃物、廃油等、その都度	単価契約
31	丸亀高等技術学校	単独施設	丸亀市	27	可燃物週2回、不燃物月1回	単価契約
32	農業試験場	本場、病害虫防除所、園芸総合センター、東讃土地改良事務所	高松市	191	可燃物週2回、不燃物週1回	年額781,200 月額65,100
33	東讃農業改良普及センター	4機関	さぬき市	84	可燃物週3回、不燃物週1回	年額478,800 月額39,900
34	西讃農業改良普及センター	2機関	豊中町	35	可燃物週3回、不燃物週1回	月額22,050
35	畜産試験場	単独施設	三木町	53	可燃物週2回	月額29,400
36	西部林業事務所	4機関	満濃町	53	可燃物週3回、不燃物週1回、資源ごみ月1回	月額21,000
37	水産試験場・赤潮研究所(特別管理産業廃棄物と合わせた契約書)	単独施設	高松市	46	可燃物週3回、不燃物週3回	月額66,150(特別管理産業廃棄物分を含む)
38	長尾土木事務所	単独施設	さぬき市	117	可燃物月2回	年額674,856
39	高松土木事務所・香東川公園・さぬき空港公園	単独施設	高松市 香南町	8	・香東川公園 可燃物週2回、不燃物週1回 ・さぬき空港公園 可燃物週1回	年額680,400 月額56,700
40	高松土木事務所	2機関	高松市	166	可燃物毎日(日曜、祭日等を除く)、不燃物週2回	年額540,000 月額45,000
41	坂出土木事務所	3機関	坂出市	168	可燃物週2回、不燃物3ヶ月に1回、資源ごみ月1回	年額264,600
42	西讃土木事務所・琴弾公園	単独施設	観音寺市	0	可燃物 週3回	月額25,200
43	高松港管理事務所	テナント入居有り	高松市	19 (テナント含まず)	可燃物毎日、不燃物週1回	月額191,100(3ヶ月契約573,300)
44	サンポート高松推進事務所	単独施設	高松市	19	可燃物週2回、不燃物週1回	月額25,410
45	県営水道事務所	単独施設	坂出市	103	可燃物週1回	月額15,225
46	小豆島高等学校	単独施設	内海町	47	可燃物週2回	月額24,150
47	三本松高等学校	単独施設	大内町	60	可燃物週2回、不燃物週1回	月額35,700
48	高松高等学校	単独施設	高松市	100	可燃物週3回	月額36,750
49	高松南高等学校	単独施設	高松市	104	可燃物週2回	年額428,400 月額35,700
50	坂出高等学校	単独施設	坂出市	78	可燃物週2回	年額165,375
51	丸亀高等学校	単独施設	丸亀市	88	可燃物週2回、不燃・資源ごみ月1回	年額480,000 月額40,000

	機関名	入所機関数(団体等を含む)	施設の所在地	常勤職員数(団体職員等を含む)	一般廃棄物(種類、収集回数)	委託料(円)
52	観音寺第一高等学校	単独施設	観音寺市	84	可燃物週5回、不燃物週1回	年額875,700
53	香川東部養護学校	単独施設	さぬき市	80	可燃物週2回	年額126,000 月額10,500
54	香川中部養護学校	単独施設	高松市	149	可燃物週2回、不燃物週1回	年額302,400 月額25,200
55	香川西部養護学校	単独施設	観音寺市	80	可燃物週3回、不燃物週1回	年額226,800
56	大内警察署	2機関	大内町	49	可燃物週2回、不燃物月2回	年額187,740
57	内海警察署	単独施設	内海町	32	可燃物週1回	年額204,120 月額17,010
58	高松北警察署	単独施設	高松市	208	可燃物毎日(日曜、祝祭日等を除く)、不燃物週1回	年額604,800 月額50,400
59	丸亀警察署	単独施設	丸亀市	91	可燃物週3回、不燃物月2回、資源ごみ月1回	月額31,500

(別表2) 産業廃棄物処理業務の委託状況一覧表

	機関名	機関の所在地	委託業務の内容	産業廃棄物 (種類、単価、収集回数等)	特別管理産業廃棄物 (種類、単価、収集回数等)	委託料(円)
1	小豆総合事務所	土庄町	収集運搬及び処分	-	感染性廃棄物、その都度	単価契約
2	小豆総合事務所	土庄町	収集運搬及び処分	廃プラスチック類、ガラス陶磁器くず、月1回	-	月額13,650
3	小豆総合事務所	土庄町	収集運搬及び処分	定着廃液・現像廃液、その都度	-	単価契約
4	西讃県税事務所	観音寺市	収集運搬及び処分	廃プラスチック類等、その都度	-	単価契約
5	環境保健研究センター	高松市	収集運搬及び処分	-	感染性廃棄物、その都度	単価契約
6	東讃保健福祉事務所	高松市	収集運搬及び処分	-	感染性廃棄物、その都度	単価契約
7	東讃保健福祉事務所	高松市	収集運搬及び処分	定着廃液・現像廃液、その都度	-	単価契約
8	西讃保健福祉事務所	観音寺市	収集運搬及び処分	-	感染性廃棄物、その都度	単価契約
9	西讃保健福祉事務所	観音寺市	収集運搬及び処分	定着廃液・現像廃液、その都度	-	単価契約
10	中讃保健所	丸亀市	収集運搬及び処分	廃プラスチック、ガラス屑等、月1回	-	単価契約
11	中讃保健所	丸亀市	収集運搬及び処分	-	感染性廃棄物、その都度	単価契約
12	中讃保健所	丸亀市	収集運搬及び処分	定着廃液・現像廃液、その都度	-	単価契約
13	中讃保健所坂出支所	坂出市	収集運搬及び処分	廃プラスチック類、ガラス屑等、その都度	-	単価契約
14	中讃保健所坂出支所	坂出市	収集運搬及び処分	-	感染性廃棄物、その都度	単価契約
15	中讃保健所坂出支所	坂出市	収集運搬及び処分	定着廃液・現像廃液、その都度	-	単価契約
16	中讃保健所琴平支所	琴平町	収集運搬及び処分	定着廃液・現像廃液、その都度	-	単価契約
17	中讃保健所琴平支所	琴平町	収集運搬及び処分	-	感染性廃棄物、その都度	単価契約
18	食肉衛生検査所	坂出市	収集運搬及び処分	-	感染性廃棄物、その都度	単価契約
19	中央病院	高松市	収集運搬及び処分	-	感染性廃棄物、週3回	単価契約
20	中央病院	高松市	収集運搬及び処分	プラスチック類、ピン等、週2回	-	単価契約
21	中央病院	高松市	収集運搬及び処分	金属類等の粗大ごみ、その都度	-	単価契約
22	中央病院	高松市	収集運搬及び処分	廃油、その都度	-	単価契約
23	中央病院	高松市	収集運搬	-	キシレン、医薬品等、その都度	単価契約
24	中央病院	高松市	処分	-	キシレン、医薬品等、その都度	単価契約
25	中央病院	高松市	収集運搬及び処分	定着廃液・現像廃液、その都度	-	単価契約
26	丸亀病院	丸亀市	収集運搬及び処分	非感染性廃棄物、その都度	-	単価契約
27	丸亀病院	丸亀市	収集運搬及び処分	木屑、紙くず、ゴム屑、廃プラスチック類、その都度	-	単価契約
28	丸亀病院	丸亀市	収集運搬及び処分	-	感染性廃棄物、その都度	単価契約
29	丸亀病院	丸亀市	収集運搬及び処分	定着廃液・現像廃液、その都度	-	単価契約

	機関名	機関の所在地	委託業務の内容	産業廃棄物 (種類、単価、収集回数等)	特別管理産業廃棄物 (種類、単価、収集回数等)	委託料(円)
30	津田病院	さぬき市	収集運搬及び処分	金属屑、ガラス屑、廃プラスチック類等、2週間に1回	-	月額72,765
31	津田病院	さぬき市	収集運搬及び処分	-	感染性廃棄物、2週間に1回	単価契約
32	白鳥病院	白鳥町	収集運搬及び処分	缶、ビン、プラスチック等、月1回、月額63,000	感染性廃棄物、その都度、単価契約	月額63,000 単価契約
34			収集運搬及び処分	定着廃液、現像廃液、その都度	-	単価契約
35	白鳥病院	白鳥町	収集運搬	廃プラスチック類、金属くず等(臨時的な排出)	-	単価契約
36	白鳥病院	白鳥町	処分	廃プラスチック類、金属くず等(臨時的な排出)	-	単価契約
37	白鳥病院	白鳥町	収集運搬	廃プラスチック類、金属くず等(臨時的な排出)	-	単価契約
38	白鳥病院	白鳥町	処分	廃プラスチック類、金属くず等(臨時的な排出)	-	単価契約
39	白鳥病院	白鳥町	収集運搬	-	汚泥、廃油、廃酸等(臨時的な排出)	単価契約
40	白鳥病院	白鳥町	処分	-	汚泥、廃油、廃酸等(臨時的な排出)	単価契約
41	白鳥病院	白鳥町	処分	-	汚泥、廃油、廃酸等(臨時的な排出)	単価契約
42	がん検診センター	高松市	収集運搬及び処分	-	感染性廃棄物、週1回	単価契約
43	がん検診センター	高松市	収集運搬及び処分	定着廃液・現像廃液、その都度	-	単価契約
44	畜産試験場	三木町	収集運搬	燃え殻(灰)、その都度	-	単価契約
45	畜産試験場	三木町	処分	燃え殻(灰)、その都度	-	単価契約
46	畜産試験場	三木町	収集運搬及び処分	-	感染性廃棄物、その都度	単価契約
47	東部家畜保健衛生所	三木町	収集運搬及び処分	-	感染性廃棄物、その都度	単価契約
48	東部家畜保健衛生所	三木町	収集運搬及び処分	廃プラスチック類、その都度	-	単価契約
49	西部家畜保健衛生所	善通寺市	収集運搬及び処分	-	感染性廃棄物、非感染性廃棄物、その都度	単価契約
50	水産試験所・赤潮研究所(一般廃棄物と合わせた契約)再掲	高松市	収集運搬及び処分	-	シャーレ、ビニール、週3回	月額66,150(左記のほか、一般廃棄物分を含む)
51	県営水道事務所	高松市 琴平町 高瀬町	収集運搬(県管理の最終処分場へ搬入)	汚泥、年間3箇所x約60回	-	月額12,852,000
52	県営水道事務所	坂出市	収集運搬(県管理の最終処分場へ搬入)	汚泥、年間約60回	-	月額3,664,500
53	香川東部養護学校	さぬき市	収集運搬及び処分	廃油、その都度	-	無料